

6月20日に第16回まちなかエコ市場が開催されました！今回も大盛況でした！ステージ、出店、出展、軽トラ市に協力して下さった皆さま、エコ市場に参加して下さった皆さま本当にありがとうございました。次回もよろしくお願い致します！

ステージ

ステージでは和太鼓に始まり、二胡という弦楽器、ジャンベという打楽器、尺八、アコースティックギターなど様々な楽器、そしてコーラス、バンドなどがありました。

出店

焼き菓子やスイーツ、弁当などの食べ物、花など売ってあるモノは様々！服、CDなどにかくいろいろなモノがあるフリーマーケットも！

出展

子どもたちに生物多様性についてクイズを出し、学んでもらったり、スライム作りなど新しく学べることばかり！子育てのためのグッズを無料で提供したり、壊れたおもちゃを直したりなど子どもさんのためのブースもありました。

軽トラ市

軽トラ市では、エコ市場開始前にもう並ばれていました！新鮮な野菜や果物などが売ってました



まちなか銀天 おそうじ隊募集！

毎月最終日曜日にまちなか環境学習館周辺や銀天街アーケードなどおしゃべりしながら楽しく掃除しています。
次回は7/26(日)15:00～
終わったら参加者みんなでお茶会をします。
一緒に掃除してみませんか？

宇部市環境学習ポータルサイト
「うべっくる」

うべっくる

検索

<http://www.ubekuru.com>
[kuru.com](http://www.ubekuru.com)

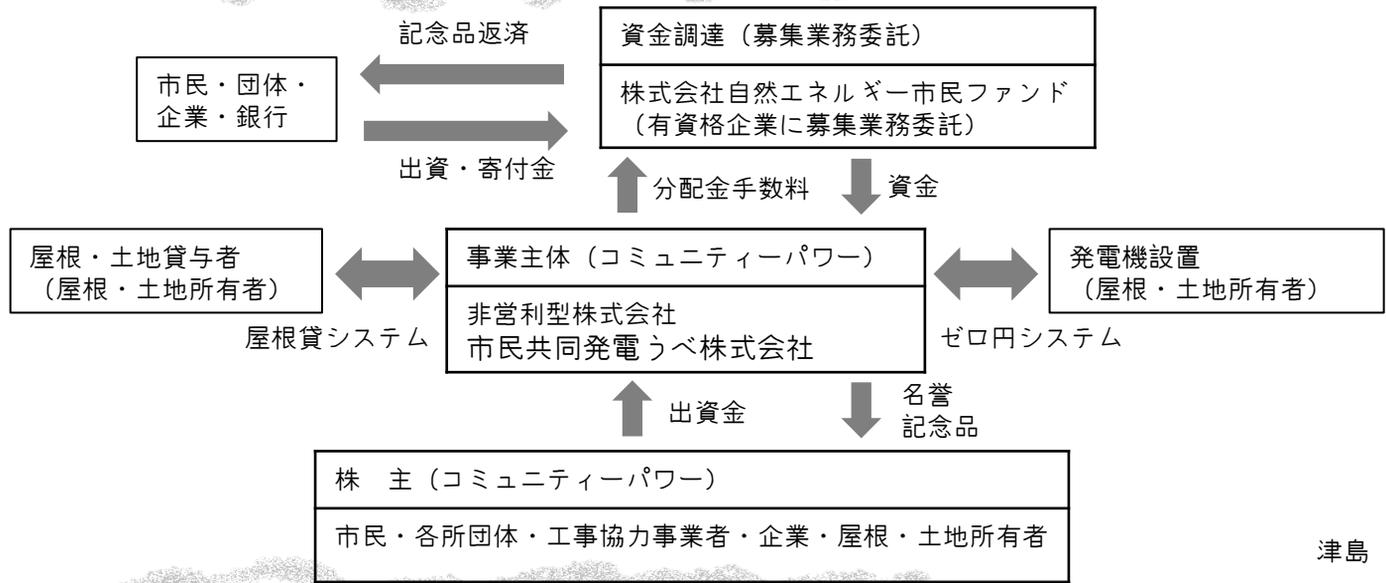
宇部市のいろいろな環境学習拠点の紹介、環境関連のイベントのお知らせなど、随時更新しています。

「銀天エコプラザ」の詳しい紹介もあります。
facebookやTwitterへもこちらからアクセスできます。

まちなか環境学習館や環境に関することについて、ご意見・ご質問等、お気軽にお寄せください。ポータルサイト内の問い合わせ欄やブログ、フェイスブックのコメント欄もご利用ください。



市民共同発電事業活動組織体系



津島

環境歳時記（7月1日）：環境庁発足（1971年）

第二次世界大戦後の戦後復興に続く、高度経済成長で全国的な開発、そして工場立地などが進み、その結果として自然破壊、公害というものが顕在化してきた。それはイタイタイ病（1955年）、水俣病（1956年）、四日市ぜんそく（1961年）、新潟水俣病（1965年）の四大公害病に代表されるものでした。それらに対して当初は対処療法的な個別的、断片的な対応であった。たとえば、1958年に「公共用水域の水質の保全に関する法律」、1962年には「ばい煙の排出の規制等に関する法律」が制定されている。しかし、それらは主管省庁が分散しており、縦割り行政がそのまま残った状態で効率の悪いものであった。

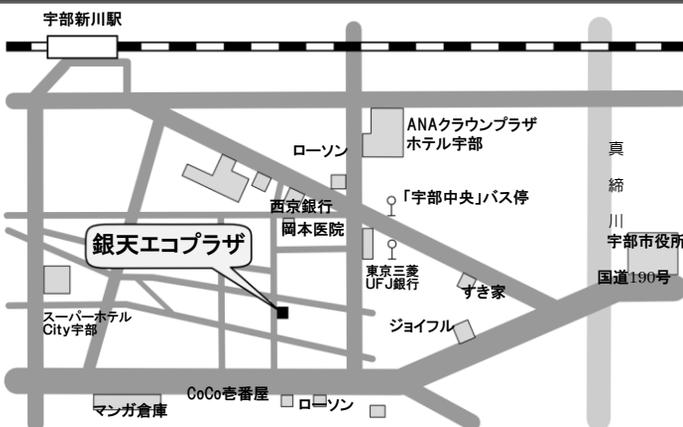
しかも、これら問題の後追い型の対策は、必ずしも十分な対策とはなりえなかった。このため、公害発生源の直接の規制にとどまらず、計画的総合的な行政によって公害問題の根本的な解決を図ることが要請されるようになり、政府においては、1964年3月の閣議決定により「公害対策連絡会議」が設けられ、基本法についての検討が進められた。また国会でも1965年の第48回国会においては、衆参両院に「産業公害対策特別委員会」が設置され、国会で初めて本格的に公害問題が議論される場が設けられ、活発な審議が行われ始めた。

そして1967年2月、政府の「公害対策連絡会議」は「公害対策基本法案」を第55回国会に提出し、国会で活発に議論され、同年7月に可決成立し、8月に公布、即日施行された。この「公害対策基本法」の成立を受けて法整備が進められ、遅まきながら公害関係の法令が体系的に整備されてきた。

しかしその後も公害問題は収まるどころかひどくなってきた。そこで1970年には政府閣内に「公害対策本部」が設けられ、公害関係法制の抜本的な見直しが行われた。この年の第64回国会は召集の主な目的を公害関係法令の抜本的整備を図ることとし、公害問題について集中的に討議を行った。（公害国会）そして政府提出の公害関係法令14案がすべて可決成立することとなった。しかし、「公害対策本部」は臨時的な組織であり、公害規制の立案権限、実施権限も各省庁に分散したままであったので、これを取りまとめ推進していく常設の行政機関が必要となった。

そこで当時の佐藤栄作内閣総理大臣の指示のもとこれまで厚生省、通商産業省など各省庁に分散していた公害に係る規制行政を一元的に所掌するとともに、自然保護に係る行政を行い、併せて政府の環境政策についての企画調整機能を有する行政機関として1971年7月1日に環境庁が発足した。

環境庁発足を契機として、硫酸酸化物による大気汚染などの産業公害対策は一段と進みましたが、その省庁の枠を超えた施策の展開に関しては権限が限られており、各省庁の縦割り行政の前に環境行政の総合化には十分とは言えないままであった。その後、環境庁は2001年1月6日、中央省庁再編により改組し、環境省となった。 西村



宇部市まちなか環境学習館 銀天エコプラザ

〒755-0045 山口県宇部市中央町二丁目11番21号

交通手段 JR宇部線：「宇部新川駅」徒歩7分

宇部市営バス：「宇部中央バス停」徒歩3分

駐車場 無し（近隣の有料駐車場等をご利用ください）

TEL/FAX 0836-39-8110

E-mail info@ubekuru.com

開館時間 9時～21時

休館日 毎週火曜日、年末年始（12月29日～1月3日）